

新発田市教育委員会令和5年3月定例会 会議録

○ 議事日程

令和5年3月8日（水曜日） 午前9時30分 開 会
豊浦庁舎 2階 大会議室

日程第1 会議録署名委員の指名について

日程第2 前回定例会会議録の承認について

日程第3 教育長職務報告

日程第4 議案の撤回について
(議第40号 令和5年度新発田市学校教育の指針について)

日程第5 議事

議第42号 令和5年度新発田市学校教育の指針について

議第43号 専決処分の承認について
(令和4年度新発田市一般会計2月補正予算について)

議第44号 専決処分の承認について
(令和4年度新発田市一般会計2月補正予算について)

議第45号 専決処分の承認について
(令和5年度新発田市一般会計当初予算について)

議第46号 新発田市教育委員会組織規則の一部を改正する規則制定について

議第47号 新発田市立幼稚園給食費徴収規則の一部を改正する規則制定について

議第48号 個人演説会等会場の指定施設の設備の程度及び公職の候補者等が納付すべき費用の額の一部改正について

議第49号 市長に対する補助執行の協議について

議第50号 新発田市立幼稚園預かり保育実施要綱の一部改正について

議第51号 県費教職員の人事異動内申について

議第52号 新発田市民文化会館設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則制定について

議第53号 新発田市青少年健全育成センター設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則制定について

議第54号 新発田市児童センターの管理及び運営に関する規則の一部を改正する規則制定について

議第55号 新発田市青少年健全育成センター運営審議会委員の委嘱について

日程第6 その他

- ・ 第3子以降学校給食費支援事業実施要綱の一部改正について

○ 会議に付した事件
議事日程に同じ

○ 出席者
工藤 ひとし 教育長
関川 直 委員 (教育長職務代理者)
笠原 恭子 委員
村川 孝子 委員
山崎 由紀 委員

○ 説明のため出席した者
教育次長 鶴巻 勝則
教育総務課長 橋本 隆志
学校教育課長 小野沢 謙一
学校教育課教育センター長
中野 隆一
文化行政課 山口 幸恵
中央図書館長 庭山 恵
生涯学習課長 井浦 智明
青少年健全育成センター所長兼児童センター所長
古田 潤子

○ 書記
教育総務課長補佐 本田 陽子
教育総務課教育総務係長
杉林 直樹

○ 議事

○工藤教育長

ただいまから、教育委員会令和5年3月定例会を開会いたします。
はじめに、「日程第1 会議録署名委員の指名について」であります。関川教育長職務代理者を指名いたします。よろしく願いいたします。
続きまして、「日程第2 前回定例会会議録の承認について」に移ります。既に送付してあります会議録について、質問等はございますでしょうか。

○工藤教育長

ないようですので、承認の方の挙手をお願いいたします。

○工藤教育長

挙手全員でありますので、2月定例会の会議録は承認することに決しました。
続きまして、「日程第3 教育長職務報告」を行います。職務報告については、既に

送付してあります「教育長職務報告（令和5年2月1日～令和5年2月28日分）」のとおり報告いたします。

委員の皆様から御質問等がございましたら、お願いいたします。

○工藤教育長

ないようですので、承認の方の挙手をお願いいたします。

○工藤教育長

挙手全員でありますので、「教育長職務報告」は承認されました。

続きまして、「日程第4 議案の撤回について（議第40号 令和5年度新発田市学校教育の指針について）」を議題といたします。中野教育センター長から説明をお願いいたします。

○中野教育センター長

2月定例教育委員会で御審議いただきました「議第40号 令和5年度新発田市学校教育の指針について」につきまして、皆様の御意見を基に事務局で再協議した結果、重要事項について変更する必要がございましたので、議第40号は撤回させていただきたいと思っております。よろしくをお願いいたします。

○工藤教育長

委員の皆様、御質問等がございましたらお願いいたします。

○工藤教育長

御意見、御質問がないようですので、「議第40号 令和5年度新発田市学校教育の指針について」の撤回を承認される方の挙手をお願いいたします。

○工藤教育長

挙手全員でありますので、議第40号の撤回については承認することに決しました。

ここで、本日の議事進行についてお諮りいたします。「日程第5 議事」のうち、「議第51号 県費教職員の人事異動内申について」は、職員の人事に関する事項でありますので、新発田市教育委員会会議規則第6条第1項第1号の規定に基づきまして、議事は非公開としたいと思っております。つきましては、議事進行は公開である議第42号から議第50号を審議した後、議第52号から議第55号を審議し、「日程第6 その他」及び今後の日程の説明を受けた後、非公開となる議第51号について審議することとしたいと考えております。

議第51号を非公開とすること、並びに議事の進行について、賛成の方の挙手をお願いいたします。

○工藤教育長

挙手全員でありますので、議第51号を非公開とし、議事進行につきましては、今ほど御説明しましたとおり進めることといたします。

それでは「日程第5 議事」に入ります。

はじめに、「議第42号 令和5年度新発田市学校教育の指針について」の審議を行います。中野教育センター長から説明をお願いいたします。

○中野教育センター長

議第42号について御説明いたします。本日配布いたしました議案の3ページを御覧ください。

「ひとが第一 ひとが大事 新発田の教育」という教育長の思いは、私達教育委員会、そして小中学校の職員にとって、教育を行う上での魂であり、根本原理であり、今後最も大切にしていくものだという考えには変わりはありません。この思いを大切に、今後も教育活動を進めてまいります。

「目指す子どもの姿」は、令和4年度を引き継ぎ「新発田への愛着と誇りをもち、夢や希望に向かって、学び続ける子ども」といたしました。

この後は変更したところのみ御説明させていただきます。2月定例会で御説明させていただいたことと重なる部分もございますが、御了承ください。

重点取組目標は、「全校体制で育む確かな学力 学級経営の充実 学ぶ意欲の向上 主体的・対話的で深い学びの実現」といたしました。これまでの取組により定着できた「新発田市授業スタンダード」の考えを使用し、各学校が1つになり、校長の教育ビジョンの下、新学習指導要領に述べられている確かな学力を育んでもらいたい、と考えております。子ども達に楽しい学校生活を保障することによって生まれる、「やる気」や「元気」、「勇氣」といった意欲の向上を図るとともに、授業において、学びの対象に進んで関わり、仲間と意見を交わし、剥落しない学力の定着を図ってもらいたい、という思いを込めています。そして、子どもたちの「主体的・対話的で深い学び」はもちろん大切ですが、まずは「各学校の教職員こそが『確かな学力』について主体的に考え、同僚と対話し、授業作りや学級経営に取り組んでもらいたい。そのためには学校が1つになり、全校体制で取り組むことが大切である。」というメッセージを込めて、この重点目標といたしました。以前から御指摘いただいております各種学力テストの数値につきましては、各学校で目指す確かな学力の副次的な成果として向上していければ、と考えております。この重点目標につきましては、これまでは特別支援教育、幼児教育のところまで含めておりませんでした。令和5年度からは特別支援教育、幼児教育まで含めた重点目標とさせていただきます。

次に、特別支援教育と幼児教育の部分の記述を改正しましたので御覧ください。令和4年度は「特別支援教育」としていたものを「チームで取り組む特別支援教育」とし、目指すものをイメージしやすくしました。学校が1つのチームになるのはもちろんですが、医療・福祉など専門性を持つ機関とも連携して特別支援教育に取り組んでもらいたい、という思いを込めました。また、幼児教育については、子ども達一人一人の育成のイメージが強かった「自立の基礎を培う幼児教育」を、他者への関わり方を重視した「温かい心を育てる幼児教育」といたしました。それぞれの取組も具体的にわかるようにいたしました。

令和5年度の学校教育がこの指針に基づいて行われ、それぞれの学校の子子ども達が、生き生きと学んでくれることを期待します。以上で説明を終わらせていただきます。

○工藤教育長

委員の皆様、御質問や御意見がございましたらお願いいたします。

○工藤教育長

御意見、御質問がないようですので、「議第42号 令和5年度新発田市学校教育の指針について」を承認される方の挙手をお願いいたします。

○工藤教育長

挙手全員でありますので、議第42号は承認することに決しました。

次に、議第43号及び議第44号は、令和4年度新発田市一般会計2月補正予算に関する専決処分の承認についてでありますので、一括審議としてよろしいでしょうか。

○工藤教育長

異議なしと認め、議第43号及び議第44号は一括審議といたします。

それでは、「議第43号及び議第44号 専決処分の承認について（令和4年度新発田市一般会計2月補正予算について）」の審議を行います。鶴巻教育次長から説明をお願いいたします。

○鶴巻教育次長

議第43号及び議第44号について御説明させていただきます。令和4年度新発田市一般会計2月補正予算のうち教育委員会所管分について、市議会2月定例会への議案上程のため、教育長の専決処分とさせていただきましたので、教育委員会の御承認をいただきたいというものであります。

はじめに、議第43号についてであります。議案の5ページ、6ページの表を御覧ください。先に下段の歳出についてであります。

次の6ページにかけて全課共通となりますが、右側の説明欄に「燃料費（又は光熱水費）の高騰によるもの」と記載のある事業につきましては、LPガス、灯油、電気及び都市ガス等の料金の高騰による不足分を計上したものであります。同じく全課共通となりますが、説明欄に「代替会計年度任用職員の報酬等」と記載のある事業につきましては、正職員の療養休暇等に伴う代替職員の雇用に要する経費であります。

次に各課固有の事業についてであります。

はじめに教育総務課所管分です。教育振興基金費につきましては、基金運用利息分の基金への積み立てを行うものであります。次に、上から3つ目の「小学校通学バス運行事業」につきましては、加治川小学校スクールバスの運行業務を委託しているNPO法人加治川が、令和2年度と令和3年度分の受託事業において、消費税及び地方消費税の納入が必要となる要件に当てはまると税務署から指摘をいただいたことに伴い、当該年度のスクールバス運行に係る消費税分について増額補正をお願いするものであります。次の「小学校コンピュータ教育推進事業」及び1つ飛びまして「中学校コンピュータ教育推進事業」につきましては、コンピュータのシステム借上料に入札の請け差が生じたため、不用となりました額を減額するものであります。

次に学校教育課所管分です。「小学校教育運営事業」につきましては、小学校介助員の時間外勤務の不用額、及び療養休暇取得等による不用額を減額するものであります。次の「しばたの心継承プロジェクト事業」につきましては、既にコーディネーターが地

域とのつながりを構築したこと、また、コロナ禍等の原因によりコーディネーターの活動を縮小するなど、思うように活動できなかった学校があったことから、不用になった事業協力謝礼を減額するものであります。次の「小学校補助教員派遣事業」につきましては、年度途中で退職した補助教員の代替1名、またその下の「食とみどりの新発田っ子プラン推進事業」につきましては、臨時栄養士1名について、欠員補充が結果としてできなかったことから、不用となった額を減額するものであります。めぐりまして6ページを御覧ください。「小学校教育扶助事業」につきましては、要保護及び準要保護の対象者数が想定よりも少なかったことから、不用となりました額を減額するものであります。次の「中学校教育扶助事業」につきましては、小学校と同様に要保護及び準要保護の対象者数は減少いたしました。新型コロナウイルス感染予防対策のため、令和3年度中に予定していた修学旅行を令和4年度に延期して実施し、修学旅行費の支給対象人数が増加したことから、増額となったものであります。

次に文化行政課所管分です。「五十田野御茶屋公開事業」につきましては、昨年12月の大雪により、庭園内の松の大木2本が倒れる被害があり、その撤去に係る費用であります。1つ飛びまして「埋蔵文化財発掘調査事業」につきましては、委託事業者側の都合により発掘調査が中止、延期、地点変更となったことに伴い、不用となった委託料等を減額するものであります。その下の「文化財保存活用地域計画策定事業」につきましては、今年度が新発田市文化財保存活用地域計画策定期間の最終年度となっていたため、計画書の冊子印刷を予定しておりましたが、令和5年度の文化庁への計画認定申請までの間、文化庁や関係省庁から修正が求められる場合もあるということでしたので、製本を見送ることとし、委託料から印刷製本に係る費用を減額するものであります。

次に生涯学習課所管分です。最下段の「加治川地区公民館・分館維持管理事業」につきましては、加治川地区公民館が加治川総合福祉センターさくら苑内に移転したことに伴い、令和3年10月から令和4年3月までの光熱水費について、移転先の施設管理者である新発田市社会福祉協議会へ支払う負担金の増額補正をお願いするものであります。歳出は以上です。

続いて5ページへ戻っていただきまして、上段の歳入についてであります。

はじめに教育総務課所管分です。「教育振興基金利子」につきましては、先ほど御説明いたしました基金利子の精算による補正であります。次に、「義務教育施設整備事業債」につきましては、小・中学校の学校建設費に充当する市債であります。加治川小・中学校のトイレ洋式化工事について、充当率がより高い過疎債への振替、及び豊浦小学校、猿橋中学校グラウンド整備工事分の充当率変更が示されましたことから、増額とするものであります。

次に文化行政課所管分です。「国宝重要文化財等保存整備費国庫補助金」及び1つ飛びまして「文化財保存事業県補助金」につきましては、歳出で御説明しましたとおり、埋蔵文化財調査事業の減額に伴う国庫及び県補助金の減額であります。1つ戻りまして「文化遺産総合活用推進事業費国庫補助金」につきましては、こちらも歳出で御説明いたしました文化財保存活用地域計画策定事業に係る国庫補助金であり、今年度の交付額の決定に伴い減額するものであります。2つ飛びまして「遺跡発掘調査事業負担金」につきましては、歳出で御説明いたしました埋蔵文化財発掘調査事業の減額に伴う事業者負担金の減額であります。歳入は以上です。

続きまして、6ページ最下段の地方債の補正を御覧ください。

教育総務課所管分のみであります。先ほど歳入の「義務教育施設整備事業債」で御説明しましたとおり、小・中学校費の学校建設費に充当する市債の額が変更になったことから、地方債の借入限度額を変更したいというものであります。

次に議第44号について御説明いたしますので、議案の9ページをお願いいたします。生涯学習課所管分のみであります。

上から2段目の歳出を御覧ください。「豊浦地区体育施設整備事業」につきましては、豊浦体育センターの照明LED化工事について、国の補正予算の事業採択を受けましたことから、実施するものであります。歳出は以上です。

次に最上段の歳入につきましては、同事業に充当する国庫補助金と市債について、新たに計上するものであります。歳入は以上です。

続いて3段目の地方債の補正及び最下段の繰越明許費の設定であります。今ほど御説明いたしました豊浦地区体育施設整備事業について、市債を借り入れることから、地方債の借入限度額を計上するものであります。また、本事業に関する工事は年度内に終了することができないことから、補正計上した事業費の全額を次年度に繰り越しとさせていただきますというものであります。説明は以上です。

○工藤教育長

委員の皆様、御質問や御意見がございましたらお願いいたします。

○工藤教育長

御意見、御質問がないようですので、「議第43号及び議第44号 専決処分の承認について」を承認される方の挙手をお願いいたします。

○工藤教育長

挙手全員でありますので、議第43号及び議第44号は承認することに決しました。次に、「議第45号 専決処分の承認について（令和5年度新発田市一般会計当初予算について）」の審議を行います。鶴巻教育次長から説明をお願いいたします。

○鶴巻教育次長

それでは「議第45号 専決処分の承認について」の御説明をさせていただきます。令和5年度新発田市一般会計当初予算のうち教育委員会所管分について、市議会2月定例会への議案上程のため、教育長の専決処分とさせていただきましたので、教育委員会においても御承認をいただきたいというものであります。

「令和5年度当初予算（案）概要」の1ページを御覧ください。各会計の一覧が記載されております。最上段が一般会計であります。令和5年度の当初予算額は434億8千万円で、対前年比で22億1千万円、5.4%増の超積極型予算であります。これは、新庁舎建設により大幅な伸びとなりました平成27年度以来、8年ぶりとなる5%を超える高い水準であり、過去5番目の大きな予算規模となっております。

隣の2ページを御覧ください。歳入についてあります。新型コロナウイルス感染症の影響から回復が見込まれ、市税全体では増額となっております。また、市債につきましては、有機資源センター及び川東中学校の長寿命化工事をはじめとした普通建設事業費の年次計画による増額などから、前年度比で62.5%の増加となっております。

次に歳出についてであります。歳入でも御説明いたしました、公共施設の長寿命化工事等の年次計画により、普通建設事業費が前年度比で50.1%の増加、市全体で光熱費が増加していることなどにより、物件費が11.6%の増加となっております。

次に具体的な教育費予算についてであります。

A3縦型の資料「令和5年度『4つの視点』の主な事業」の裏面、白抜きになっております「教育の充実」の項目を御覧ください。特徴的なものについて御説明させていただきます。

左側に番号がありますが、99番の「スクールサポート事業」につきましては、教職員の負担軽減と児童生徒へ向き合う時間の確保を図るため、教職員の業務支援を行うスクールサポートスタッフを、小学校は6名から11名に増員するほか、中学校には3名、専門的な指導が行える部活動指導員5名は引き続き配置し、拡充するものであります。

続きまして109番の「紫雲寺小学校整備事業」につきましては、令和7年度の紫雲寺中学校区3小学校の学校統合に向けた統合整備として、暖房設備の更新やエアコンの設置、バスロータリー整備等の実施設計を行うもので、新規事業となります。

続きまして120番の「歴史図書館アーカイブス事業」につきましては、当市が所蔵している歴史資料を未来に継承するため、必要な修復を行うと共に、デジタルアーカイブで広く公開をしていこうという事業であります。令和5年度は「正保越後国絵図（しょうほうえちごくにえず）」の大型資料のデジタル化などを予定しており、拡充となっております。

また、事業名の隣に星印が記載されております、令和5年度取組優先事業についてであります。具体的には、いじめの早期発見、対応を目指すため、CAPプログラムや命の授業を実施する100番の「いじめ防止対策事業」、特別支援学級等への介助員の配置や、令和5年度に小・中学校のGIGAスクール構想の定着のため「ロイロノート・スクール」を正式導入する105番、110番の「小・中学校教育運営事業」、新発田市文化財保存活用地域計画を文化庁認定を得て刊行する115番の「文化財保存活用地域計画策定事業」、市指定文化財等の修繕等の経費を助成する116番の「新発田市指定文化財保存修理支援事業」、新発田城の耐震化について専門家による検討会を実施する117番の「新発田城整備事業」につきましては、優先的に取り組んでいくこととしております。

次に、今ほど御説明いたしました「4つの視点」のうち、「教育の充実」以外の教育委員会所管事業について御説明いたします。表面の上から2番目の白抜き、「少子化対策」の項目を御覧ください。

37番の「児童クラブ整備事業」につきましては、加治川児童クラブの移転改築に伴う実施設計を行うもので、新規事業であります。

続きまして38番の「児童センター活動事業」につきましては、令和5年5月5日に旧西園幼稚園遊戯室を改修した児童運動センターについて、漢字の「遊ぶ」という字を活かしました「ユウ」に他の市の施設と同様に「ネス」を付けまして、愛称を「ユウネスしばた」として開設することに伴い、拡充となるものであります。

続きまして46番の「第3子以降学校給食費支援事業」につきましては、支援の対象となります第1子等の年齢を、これまでは中学生までであったものを18歳、高校生まで引き上げ、拡充するものであります。

また、裏面に戻っていただきまして、最下段の少し上、番号の脇にある縦の枠組を御覧ください。当市は昨年、ゼロカーボンシティ宣言を行いました、これを受けまして、

159番及び160番につきましては、全庁的に進めております「脱炭素社会の推進」のためのものであり、学校教育課と紫雲寺地区公民館において、電気自動車及び充電設備の設置を行うものであります。これにつきましては新規事業となっております。

教育委員会といたしましても、少子化対策、脱炭素化対策の分野にも積極的に関わってまいりたいと考えております。説明は以上です。よろしくお願いいたします。

○工藤教育長

委員の皆様、御質問や御意見がございましたらお願いいたします。

○工藤教育長

御意見、御質問がないようですので、「議第45号 専決処分の承認について（令和5年度新発田市一般会計当初予算について）」を承認される方の挙手をお願いいたします。

○工藤教育長

挙手全員でありますので、議第45号は承認することに決しました。

次に、「議第46号 新発田市教育委員会組織規則の一部を改正する規則制定について」の審議を行います。橋本教育総務課長から説明をお願いいたします。

○橋本教育総務課長

それでは私の方から説明をさせていただきます。事前送付しました議案の13ページ、14ページ、議案に係る資料は1ページから8ページであります。

議案に係る資料の1ページを御覧ください。教育委員会組織規則の一部改正についてであります。改正の理由は2の改正内容の方に示しておりますので、順に説明させていただきます。

改正内容の（1）といたしまして、学校教育課学務係の所掌事務の表記であります、「学級編成」の「成」という漢字を「制定する」の「制」に改めるというものであります。2点目の（2）は学校教育課教育相談係の所掌事務の中で、「新発田さわやかルーム」という名称を「新発田市教育支援センター車野校」という名称に改めるものであります。3点目の（3）は児童センターの所掌事務の中で、新たに旧西園幼稚園に児童運動センターが開設されますので、この部分を加えて表示するというものに加え、放課後子ども教室の業務も担っておりますので、この点も加えるというものであります。最後に4点目の（4）であります。市職員の関係ですが、国家公務員法と地方公務員法が改正され、令和5年度から定年延長が始まり、最終的には65歳定年へと、段階的に引き上げになってまいります。来年度はその初年度ということで、61歳が市職員の定年年齢となります。これに伴い、役職定年制という制度が導入されます。具体的には、私は教育総務課長でございますが、60歳の年度を過ぎますと、教育総務課長という役職は免ぜられ、そのまま勤務する際は新たに「主査」という職名に変わることになります。地方公務員法の改正に伴い市の条例も改正となりますので、教育委員会の規則もそれに準じて改正したいというものであります。なお、施行期日は令和5年4月1日、ただし、児童運動センター、愛称「ユネスしばた」は開設日が令和5年5月5日のこどもの日となっておりますので、こちらの施行日は令和5年5月5日、また、「教育支援センタ

一車野校」につきましても、既に移転は終了しておりますが、正式な開設日は令和5年6月1日となっておりますので、施行日も令和5年6月1日としたいというものであります。2ページ以降に新旧対照表がございますが、内容は今ほど申し上げたとおりであります。説明は以上です。

○工藤教育長

説明が終わりましたので、御質問や御意見がございましたらお願いいたします。

○関川教育長職務代理者

「主査」という名称となることについて、もう一度説明をお願いいたします。

○橋本教育総務課長

議案に係る資料の8ページ、新旧対照表を御覧ください。左側が現行、右側が改正後の規則であります。第18条について、現行は「課及び機関に主任参事、参事、主任副参事、副参事及び主任を置くことができる。」とありますが、この度「主査」を加えるという改正であります。課等には課長のほか、主任参事、参事、主任副参事、課長補佐、副参事等があります。先ほど「60歳の年度を過ぎると主査になる」と御説明いたしましたが、「主査」は係長職に次ぐ「主任」と同格であり、個々の業務を担当する係長とは別な位置付けになります。

○関川教育長職務代理者

概ねわかりました。これは再任用ということでしょうか。課長経験者などが再び市役所に勤務しているという再任用と具体的に違うところをお聞かせください。

○橋本教育総務課長

再任用との違いという御質問であります。選択制になっておりまして、60歳の年度、3月31日が過ぎますと、1つは退職することが選択できます。満60歳の年度で退職するというのも可能であります。また、現在は再任用制度が施行されておりますので、退職後1年度単位での再任用という雇用形態も選択できます。今回の規則改正後も、その選択は可能であります。また、退職しない場合は、来年度1年間の定年延長となります。61歳の年度末まで職員として退職せずに継続して働く際は、管理職の場合は「主査」という職名になります。これらの3つのパターンのいずれかを選択することができます。なお、定年延長については、来年度は1年間ですが、再来年は2年、その次は3年と1年ずつ延びていき、最終的に65歳定年制という形になります。その間は、どこで退職しても再任用は希望すれば65歳までは可能となっております。

○鶴巻教育次長

補足説明をさせていただきます。私も令和5年度末で60歳の定年を迎えることとなるため、第1号の定年延長の対象となります。私が60歳を過ぎた次の年度もそのまま雇用を継続する場合は、管理職の立場を離れ、今ほど教育総務課長が御説明いたしましたとおり、係長ではありませんが、係長級の職に就くということになります。再任用職員につきましては、一旦退職してから改めて雇用されるということになり、こちらにつ

きましては、主事級の職ということになります。自治体によって扱いは違いますが、当市を含む全国の自治体の多くでは主事級として再任用職員を制度化しており、本人の選択制となっております。

○工藤教育長

今の説明でよろしいでしょうか。

○関川教育長職務代理

わかりました。

○工藤教育長

ほかに御質問等はありませんでしょうか。

○工藤教育長

御意見、御質問がないようですので、「議第46号 新発田市教育委員会組織規則の一部を改正する規則制定について」を承認される方の挙手をお願いいたします。

○工藤教育長

挙手全員でありますので、議第46号は承認することに決しました。

次に、「議第47号 新発田市立幼稚園給食費徴収規則の一部を改正する規則制定について」の審議を行います。橋本教育総務課長から説明をお願いいたします。

○橋本教育総務課長

議第47号について御説明いたします。3月8日当日配布議案の4ページ、5ページ、加えて3月8日当日配布の議案に係る資料の1ページ以降であります。

議案に係る資料の1ページを御覧ください。「新発田市立幼稚園給食費徴収規則の一部を改正する規則制定について」という議案であります。改正の理由といたしましては、昨今の物価、燃料費、給食食材費の高騰が止まりません。既に御報告いたしましたとおり、令和5年度から小・中学校の学校給食費を約8%値上げをすることについて学校給食協議会で御承認をいただき、先月、保護者の皆様にお知らせをしたところであります。学校給食費の値上げと連動いたしまして、新発田市立幼稚園の給食費も値上げをさせていただきたいというものであります。2番の改正の内容についてですが、1つ目の(1)は金額を現行の260円から282円に改定したいというもの、2つ目の(2)は、御家庭の事情や児童の都合等により欠食する場合の給食費を徴収しない期間について、5日以上連続して休みとなる場合は頂戴しない、というように改めます。最後の(3)は、申請手続きに伴う様式に印鑑を押す規定となっておりますが、押印の廃止という流れに沿って削らせていただきたいというものであります。なお施行日は令和5年4月1日であります。説明は以上です。

○工藤教育長

次の2ページ以降に新旧対照表がありますので、御覧になっていただくとわかるかと思えます。何か御質問等がございましたらお願いいたします。

○工藤教育長

御意見、御質問がないようですので、「議第47号 新発田市立幼稚園給食費徴収規則の一部を改正する規則制定について」を承認される方の挙手をお願いいたします。

○工藤教育長

挙手全員でありますので、議第47号は承認することに決しました。

次に、「議第48号 個人演説会等会場の指定施設の設備の程度及び公職の候補者等が納付すべき費用の額の一部改正について」の審議を行います。橋本教育総務課長から説明をお願いいたします。

○橋本教育総務課長

議第48号について御説明いたします。事前送付いたしました議案書の17ページから19ページ、事前送付いたしました議案に係る資料は9ページからであります。議案に係る資料の方で御説明させていただきます。

個人演説会等会場の指定施設、具体的には豊浦地区公民館についてであります。現在の第2研修室という部屋を改修し、新年度から新たに市長部局のこども課の機関である「こども家庭センター」が開設される予定となっております。これに伴い、豊浦地区公民館の各研修室について、第2研修室を削って、第3研修室、第4研修室を1ずつ繰り上げて、部屋の名称を変えるということでもあります。また、加治川地区公民館について、冷房使用期間加算金を頂く料金改定等を行いたいというものであります。10ページと11ページに新旧対照表がございますが、10ページに豊浦地区公民館の部屋の名称変更、11ページに加治川地区公民館の冷房料金の加算金額等の改定を記載しております。なお施行期日は令和5年4月1日であります。説明は以上です。

○工藤教育長

説明が終わりましたので、御質問や御意見がございましたらお願いいたします。

○工藤教育長

御意見、御質問がないようですので、「議第48号 個人演説会等会場の指定施設の設備の程度及び公職の候補者等が納付すべき費用の額の一部改正について」を承認される方の挙手をお願いいたします。

○工藤教育長

挙手全員でありますので、議第48号は承認することに決しました。

次に、「議第49号 市長に対する補助執行の協議について」の審議を行います。小野沢学校教育課長から説明をお願いいたします。

○小野沢学校教育課長

「議第49号 市長に対する補助執行の協議について」の御説明をいたします。事前配布の議案の20ページ、21ページ、議案に係る資料は12ページから14ページとなります。

議案に係る資料の12ページを御覧ください。対象となる事務は、市議会令和5年2

月定例会に上程する「新発田市教育支援センター車野校設置及び管理に関する条例」及び同施行規則に基づく新発田市教育支援センター車野校における屋内運動場の使用手続きに関することであります。協議の理由といたしましては、新発田市教育支援センター車野校の屋内運動場を今後も学校開放に準じて使用することとし、その事務については、スポーツ推進課での補助執行が適当だと判断したためであります。補助執行を開始する日は、条例及び規則が施行される令和5年6月1日となります。説明は以上です。

○工藤教育長

説明が終わりましたので、御質問や御意見がございましたらお願いいたします。

○工藤教育長

御意見、御質問がないようですので、「議第49号 市長に対する補助執行の協議について」を承認される方の挙手をお願いいたします。

○工藤教育長

挙手全員でありますので、議第49号は承認することに決しました。

次に、「議第50号 新発田市立幼稚園預かり保育実施要綱の一部改正について」の審議を行います。小野沢学校教育課長から説明をお願いいたします。

○小野沢学校教育課長

「議第50号 新発田市立幼稚園預かり保育実施要綱の一部改正について」の御説明をいたします。事前配布いたしました議案の22ページ、23ページ、議案に係る資料は15ページから19ページとなります。

議案に係る資料の15ページを御覧ください。改正の理由は、利用者からの意見を踏まえ、利用及び実施日を拡大することで、利用者の利便性の向上を図るためのものであります。

改正内容は2点です。1点目は、預かり保育の終了時間を現行の午後3時30分から午後4時に変更すること。2点目は、預かり保育の実施日に「学年始休業日」、「冬季休業日」及び「学年末休業日」を追加することです。変更点につきましては、議案に係る資料の17ページと18ページの網掛け部分のとおりとなっております。施行期日は令和5年4月1日です。説明は以上です。

○工藤教育長

説明が終わりましたので、御質問や御意見がございましたらお願いいたします。

○工藤教育長

御意見、御質問がないようですので、「議第50号 新発田市立幼稚園預かり保育実施要綱の一部改正について」を承認される方の挙手をお願いいたします。

○工藤教育長

挙手全員でありますので、議第50号は承認することに決しました。

次に、「議第52号 新発田市民文化会館設置及び管理に関する条例施行規則の一部

を改正する規則制定について」の審議を行います。山口文化行政課長から説明をお願いします。

○山口文化行政課長

議第52号につきまして、御説明いたします。議案の26ページから30ページ、議案に係る資料は20ページから24ページであります。

議案に係る資料の20ページを御覧ください。改正の理由につきましては、市民文化会館に付属する設備及び備品類において、新たに追加する備品及び廃止する備品について、改正を行うものであります。改正内容につきましては、議案に係る資料21ページ以降の新旧対照表にございます網掛けの部分となっております。説明は以上です。

○工藤教育長

説明が終わりましたので、御質問や御意見がございましたらお願いいたします。

○工藤教育長

御意見、御質問がないようですので、「議第52号 新発田市民文化会館設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則制定について」を承認される方の挙手をお願いいたします。

○工藤教育長

挙手全員でありますので、議第52号は承認することに決しました。

次に、議第53号及び議第54号は青少年健全育成センター所管施設の職員の勤務に関する議案であるため、一括審議としてよろしいでしょうか。

○工藤教育長

異議がございませんでしたので、一括審議としたいと思います。

「議第53号 新発田市青少年健全育成センター設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則制定について」及び「議第54号 新発田市児童センターの管理及び運営に関する規則の一部を改正する規則制定について」の審議を行います。古田青少年健全育成センター所長から説明をお願いいたします。

○古田青少年健全育成センター所長

議第53号及び議第54号について、一括で御説明させていただきます。事前配布されております議案の31から35ページ、議案に係る資料の25から30ページが対象となりますが、議案に係る資料の25ページと27ページを御覧ください。

青少年健全育成センター及び児童センターに勤務する職員は、月曜日を週休日とする旨、それぞれの規則で定められております。児童センターの維持業務といたしまして、放課後児童クラブ及び放課後子ども教室を運営しております。青少年健全育成センターに勤務する職員は月曜日に不在となっておりますが、こちらの2事業につきましては、月曜日も実施しておりますことから、運営において不都合が生じている状態であります。その不都合を解消し、安定した放課後児童クラブ及び放課後子ども教室の運営に資するため、月曜日を週休日とする規定を削除又は削りたいというものであります。規則改正

の後、令和5年4月1日からは「新発田市職員の勤務時間、休暇等に関する条例」に基づくシフト制とし、交代で勤務したいと考えております。

なお、青少年健全育成センター職員は児童センター職員を兼務していることを申し添えさせていただきます。説明は以上です。

○工藤教育長

説明が終わりましたので、御質問や御意見がございましたらお願いいたします。

○工藤教育長

御意見、御質問がないようですので、「議第53号 新発田市青少年健全育成センター設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則制定について」及び「議第54号 新発田市児童センターの管理及び運営に関する規則の一部を改正する規則制定について」を承認される方の挙手をお願いいたします。

○工藤教育長

挙手全員でありますので、議第53号及び議第54号は承認することに決しました。

次に、「議第55号 新発田市青少年健全育成センター運営審議会委員の委嘱について」の審議を行います。古田青少年健全育成センター所長から説明をお願いいたします。

○古田青少年健全育成センター所長

「議第55号 新発田市青少年健全育成センター運営審議会委員の委嘱について」の御説明をいたします。事前配布しております議案書の36ページと37ページ、議案に係る資料の31ページと32ページをお願いいたします。

議案に係る資料32ページの記載のとおりとなりますが、新発田市青少年健全育成センター運営審議会委員について、選出団体における役員交代に伴い、第5号委員、児童民生委員の選出区分の2名について、新たに委嘱をお願いするものであります。委嘱期間は、委嘱の日から前任者の残任期間である令和6年1月8日まで、本日御承認いただきますと、本日からの委嘱とさせていただきますと考えております。説明は以上です。

○工藤教育長

説明が終わりましたので、御質問や御意見がございましたらお願いいたします。

○工藤教育長

御意見、御質問がないようですので、「議第55号 新発田市青少年健全育成センター運営審議会委員の委嘱について」を承認される方の挙手をお願いいたします。

○工藤教育長

挙手全員でありますので、議第55号は承認することに決しました。

それでは、「日程第6 その他」に入ります。

はじめに「第3子以降学校給食費支援事業実施要綱の一部の改正について」、橋本教育総務課長から説明をお願いいたします。

○橋本教育総務課長

令和5年3月8日配布のその他資料の1ページを御覧ください。

「第3子以降学校給食費支援事業の拡充」につきましては、令和5年度当初予算議案として市長から市議会へ提案されております。内容といたしましては、支援対象の範囲の拡充であります。現在、小中学校にお子さんが3人以上在籍している御家庭の保護者に対して、3人目以降の児童生徒の給食費を市が全額支援しております。市議会で拡充が認められた場合、令和5年度からは小中学校及び高校に3人以上在籍している御家庭の保護者に対し、3人目以降の給食費を市の方で全額負担するというものであります。なお、右上に「令和5年度 学校給食単価値上げ」の金額を記載しております。令和5年度から一食単価を約8%、小学校は23円、中学校は27円値上げする予定ですが、これらを含めて支援する計画であります。

具体的には、左下の表を御覧ください。「子の構成(例)」の1段目の中学校2年生、小学校6年生、小学校4年生と3人子どもさんがいらっしゃる御家庭の場合、現在、3人目である小学校4年生のお子さんの給食費を支援しております。現行の制度では、2段目、3段目のパターンは支援対象になりませんが、新年度予算が認められた場合は、このような構成の御家庭についても、それぞれ小学校6年生と中学2年生の給食費を支援するという形に拡充することとなります。全体的な対象者数と事業費の状況につきましては、下段右側の表になります。現行では約300人の子ども達が支援対象となっており、約1,700万円の事業費であります。拡充が認められますと、2倍の約600人が対象となり、約3,500万円の事業費となります。物価高騰、食材費の高騰が続いておりますが、1人よりも2人、2人よりも3人と、子どもの数の多い世帯に手厚く支援をしたい、というのが市の方針であります。説明は以上です。

○工藤教育長

説明が終わりましたので、御質問や御意見がございましたらお願いいたします。

○工藤教育長

御意見、御質問がないようですので、説明のとおり御了承いただきたいと思います。次に、教育委員会今後の日程について、橋本教育総務課長から説明をお願いいたします。

○橋本教育総務課長

本日配布いたしましたその他資料の2ページになります、右上に「差し替え」とあります日程を御覧ください。事前配布いたしました資料と一部変更がありますので、こちらの方でスケジュール調整をお願いしたいと思います。

本日3月8日の次、3月16日の木曜日、10時30分から臨時の教育委員会を開催いたします。内容は市職員の4月定例人事異動に関する内申であります。3月19日の日曜日、午後2時から成人式、年度替わりまして4月5日の水曜日、9時30分から第1回目の定例教育委員会を開催いたします。灰色に着色されておりますが、4月11日の火曜日、午前10時から、児童運動センター、愛称「ユウネスしばた」の竣工式を行いますので、御参加をお願いしたいというものであります。改めて各委員の皆様には御案内を差し上げますので、よろしくお願いいたします。月が替わりまして、連休中にな

りますが、5月2日の火曜日9時30分から定例教育委員会、新たに6月6日の火曜日9時30分から、定例教育委員会の御予定をお願いしたいというものであります。説明は以上です。

○工藤教育長

説明が終わりましたので、御質問や御意見がございましたらお願いいたします。

○工藤教育長

御意見、御質問がないようですので、今後の予定につきましては説明のとおり、調整をお願いいたします。

続きまして、事務局から他に何か報告がありましたらお願いいたします。

○小野沢学校教育課長

部活動の地域移行に関わる進捗状況について御説明いたします。本日配布いたしましたカラー刷りの資料を御覧ください。保護者用、Q&A、及び児童生徒用の3枚となっております。

当市では、令和8年度の休日の部活動の地域移行に向け、令和3年7月に新発田市地域部活動設置連絡協議会を立ち上げました。協議会のメンバーは、新発田市中学校長会長、新発田市中学校体育連盟事務局校校長、新発田市小中学校PTA連合会会長及び、「認定NPO法人 新発田市総合型地域スポーツクラブ とらい夢」、行政側としましては市スポーツ推進課、市教育委員会からは、生涯学習課、教育総務課、学校教育課がメンバーとなっております。この部活動の地域移行に対しまして、当初国の方針では、地域移行を令和7年度末までに完了してください、というような通知が発出されスタートいたしました。しかしながら、全国の市町村が地域移行に向けて動き始めましたところ、国の方で当初の計画では難しいと判断され、昨年12月末にスポーツ庁、文化庁が新たに通知を発出いたしました。それを受けまして、当市も部活動の地域移行について改めて考え直した次第であります。現在、休日の部活動の地域移行につきましては、令和5年度から令和7年度末にかけて、緩やかに進めていくという計画となっております。保護者の皆様へのプリントを御覧ください。令和5年度、6年度、7年度と概ねこのような形で進んでいくこと、平日は学校で部活動が行われるということが明記されております。また、このことを保護者、児童生徒に伝えるため、御手元にございますような文書を作成しております。まだ案の段階ですが、令和5年度からスタートいたしますので、3月中にタブレットを使って保護者や児童生徒に周知したいと考えております。委員の皆様にも御承知おきいただきたいと思います。また、本日夕方には、新発田市スポーツ協会の総会が開催されますので、私と担当補佐で説明に伺い、この地域移行について協力の依頼を行ってまいります。明日の校長会でも、保護者、児童生徒の周知の仕方については、担当から話をする予定となっております。令和5年度の中学校の部活動は特段大きな変化はありませんので、そちらにつきましても御承知おき願います。説明は以上です。

○鶴巻教育次長

教育長に変わりましたので進行させていただきます。説明が終わりましたので、御質問や

御意見がございましたらお願いいたします。

○笠原委員

中学校で部活動を行っている保護者の間では、この地域移行というのはどうなるのか、というのは話題になっています。令和5年度は大きく変わらないということですが、令和6年度に向けて着々と進んでいくと思います。特に運動部などに入っている子ども達は、比較的休日に試合が入ることも多いと思います。具体的な例になってしまいますが、そういった場合は学校の部活動とはならないのでしょうか。

○小野沢学校教育課長

休日の試合等につきましては、学校で部活動をやっている間、地域移行が完了しない間は、学校として参加をすることもできます。また、令和5年度から、中体連の大会にクラブチーム等の団体でも出場できることになりましたので、中学校の部活動としてではなく、地域のクラブチームとして参加するという子も出てくる可能性があると考えております。当市は学校の部活動の意義は大変重要であると捉えておりますので、緩やかに地域移行を進めてまいりたいと考えております。説明は以上です。

○工藤教育長

ほかに御意見や御質問はございませんでしょうか。

教育委員会としましては、働き方改革などの課題もありますが、子ども達のことを最優先に考え、丁寧に説明し、振り返りながら進めていくこととしており、急激に変更することは考えておりません。国や県の動向を見ながらですが、教職員、保護者の皆様、子ども達の意見や考え方を優先的に考えて、子ども達が困らないようにしていきたいと考えております。他の市町村と比較すると移行が遅いという御意見もあるかもしれませんが、連絡調整をしっかりと行いながら進めてまいります。大変大きな問題ですので、広く保護者の皆様の意見を聞きつつ、とらい夢さんやスポーツ関係の皆さん、協会の皆さんと調整をしながら進めてまいります。

委員の皆様から御意見がございましたら、お願いいたします。

○工藤教育長

御意見、御質問がないようですので、この件につきましては、説明のとおり御了承ください。

事務局からほかにありましたら、お願いいたします。

○井浦生涯学習課長

本日お配りいたしましたA4横型の資料を御覧ください。マーカーがしてあります、こども家庭センターの資料であります。

1月定例会の際に、関川教育長職務代理から「こども家庭センターはどういう施設か」という御質問をいただきました。その際、こども課からいただいたこの資料に基づき、私から現状と今後について、御説明させていただきました。説明では、こども家庭センターは3つの係から成るということで、3つの各担当の役割に添って、「調整支援係」等と説明してしまいましたが、係名は現在調整中だそうですので、訂正させていただきます。大変失礼いたしました。以上です。

○工藤教育長

井浦生涯学習課長から説明がありましたが、この件につきまして、御質問等がございましたらお願いいたします。

○工藤教育長

御質問等がないようですので、説明のとおり御了承願います。
他に事務局の方から何かございましたらお願いいたします。

○工藤教育長

ないようですので、教育委員の皆様から何か御質問、御意見等がございましたら、
お願いいたします。

○工藤教育長

ないようですので、審議に戻ります。
「議第51号 県費教職員の人事異動内申について」の審議を行います。議第51号
につきましては、先ほど非公開とすることについて御了承いただきましたので、説明員
である鶴巻教育次長、小野沢学校教育課長、中野教育センター長以外の職員につきまし
ては、退席をお願いいたします。

※新発田市教育委員会会議規則第15条第3項の規定に基づき、審議内容記録なし

○工藤教育長

以上をもちまして教育委員会令和5年3月定例会を閉会いたします。ありがとうございました。

午前11時25分 閉会

令和5年4月5日

新発田市教育委員会教育長

委員